千葉市インフルエンザ予防接種事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき市長が実施するインフルエンザ予防接種(以下「予防接種」という。)の実施に関して必要な事項を定め、もって市民の健康増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、千葉市とする。

(実施方法)

第3条 市長が一般社団法人千葉市医師会及び医療機関と委託契約を締結し、原則として 個別接種により行うものとする。

(対象者)

- 第4条 対象者は、本市に住民登録を有する者であって、接種時点で次の各号のいずれか に該当する者とする。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める者
- 2 接種回数は、各年度につき一人1回とする。

(実施期間)

第5条 実施期間は、毎年10月1日から12月31日までとする。ただし、やむを得ない事情により期間内に接種できなかった者については、翌年の1月15日までとする。

(対象者及び実施期間の変更について)

第6条 第4条に定める対象者、及び第5条に定める実施期間について、やむを得ない事情により一時的に変更する場合は、別途定めることとし、ホームページ等により周知するものとする。

(協力医療機関)

- 第7条 対象者は、原則として一般社団法人千葉市医師会の会員又は市長と委託契約を締結した医療機関等(以下「協力医療機関」という。)にて予防接種を受けるものとする。
- 2 協力医療機関は、「千葉市インフルエンザ予防接種の手引き」及びワクチンの添付文書 の記載事項並びに予防接種関係法令を順守し、医療機関に通常求められる注意義務のも

と適切に予防接種を実施するものとする。

(予診票)

- 第8条 対象者は、市長の指定する予診票(様式第1号)を使用するものとする。
- 2 協力医療機関は、前項の予診票を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに市長へ提出するものとする。

(接種負担金)

第9条 予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)は、接種負担金(以下「負担金」という。)として、1,800円(消費税及び地方消費税を含む。)を協力医療機関に支払うものとする。

(接種負担金の免除)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、接種時点で次の各号のいずれかに該当する者は、負担 金の全額免除を受けることができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者。
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者。
 - (3)世帯主及びすべての世帯員が、当該実施期間の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者。
- 2 負担金の免除を受けようとする者は、第8条に定める予診票と併せて、実施医療機関 に次の各号に掲げるいずれかの書類を、提出しなければならない。
- (1)介護保険料決定通知書の写し(当該実施期間の属する年度に発行され、かつ、一定の内容が記載されたもの。以下、(2)から(5)の項において同じ。)
- (2)介護保険料変更通知書の写し
- (3)介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書の写し
- (4) 介護保険料変更通知書兼特別徴収中止通知書の写し
- (5)後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- (6) 生活保護受給証明書(接種時点の受給を証明するもの。以下、(7) も同じ。)
- (7) 中国残留邦人等の支援給付受給証明書
- (8) 中国残留邦人等の支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある 本人確認証の写し
- (9) 他市からの転入者については、接種実施前年度の1月1日に居住していた市町村が発行する、世帯全員分の非課税証明書の写し、及び現在の世帯全員が記載されている住民票
- 3 前項の書類を紛失し又は有しない者で、負担金の全額免除を受けようとする者は、市

長に対し、インフルエンザ予防接種負担金免除対象確認申請書兼同意書(様式第2号) を提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請を受けたときは、第1項の要件に該当するか調査し、該当するときは、インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象確認書(様式第3号)を、該当しないときは、インフルエンザ予防接種自己負担金確認通知書(様式第4号)を、申請者に交付するものとする。
- 5 申請者は、前項の確認書を交付された場合は、協力医療機関に当該確認書を提出しな ければならない。

(償還払いの特例)

- 第11条 対象者であって、協力医療機関以外の医療機関を利用した被接種者は、市長へ償 還払いの請求を行うことができる。
- 2 償還払いを希望する者は、インフルエンザ予防接種償還払い請求書兼委任状(様式第 5号)に、予診票及び領収書を添えて、接種日の翌日から起算して5年以内に市長へ提 出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに請求書を審査し、適当と認めるときは、 次の各号に定める額を申請者へ支払うものとする。
- (1) 前条第1項に該当しない者については、接種に要した費用から1,800円を控除した額。ただし、3,205円(令和6年6月1日以降は3,293円)を上限とする。
- (2) 前条第1項に該当する者については、接種に要した額。ただし、5,005円(令和6年6月1日以降は5,093円)を上限とする。
- 4 市長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により償還払いを受けた者があるときは、償還払いした額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(副反応の報告)

第12条 協力医療機関は、所定の副反応症状を診断した場合、速やかに予防接種後副反応報告書(様式第6号)を独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAXにて報告するものとする。

(事故防止等)

- 第13条 協力医療機関は、事故防止に努めるものとし、当該予防接種にかかる事故等が発生した場合は、速やかに市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに医療専門家等により構成する委員会を開催し、その意見に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(健康被害に対する措置)

第14条 被接種者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合において、当該 健康被害が予防接種を受けたことによるものであると認められた場合は、法により救済 手続きを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、「千葉市インフルエンザ予防接種の手引き」、ワクチンの添付文書及び予防接種関係法令の規定に準じる。

附則

この要綱は、平成13年11月7日から施行する。ただし、平成13年度においては、第4条中「11月1日から」とあるのは、「12月1日から」とする。

- この要綱は、平成15年11月 1日から施行する。
- この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。
- この要綱は、平成18年 7月 1日から施行する。
- この要綱は、平成18年 9月 8日から施行する。
- この要綱は、平成19年 7月 2日から施行する。
- この要綱は、平成19年 9月 5日から施行する。
- この要綱は、平成20年 7月18日から施行する。
- この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成21年 7月31日から施行する。
- この要綱は、平成22年 9月 1日から施行する。
- この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。
- この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年 6月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 9月25日から施行する。
- この要綱は、平成29年11月20日から施行する。
- この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

	【千葉市】 高齢者	インフルコ	ニンサ	予防	接種予	診票		
フリガナ			男	電		_	_	
氏 名			女	話				
住 所	千葉市 区							
生年月日	明治 大正 年 月 日生 昭和	()歳	本日	1の体温		度		分
	質問事項	頁				回往	<u></u>	医師記入
今日の予防接種	について、裏面記載の注意事項を読みました	たか(まだの方はこ	ニー読くた	ごさい)			はい	
現在、何か病気I 病名(こかかって医師の治療を受けていますか)	はい	いいえ	
今までに心臓病、	、腎臓病、肝臓病や血液、免疫不全、けいれん	の病気などにかた	かったこと	_がありま	すか	はい	いいえ	
病名(+->)			
1	を診てもらっている医師から今回の予防接種を	を受けても良いとに	いわれてい	ハますか	,	いいえ	はい	
	がでたり、病気にかかりましたか病名()	はい	いいえ	
	悪いところがありますか 記入してください()	はい	いいえ	
薬や食べ物、特に	こ卵や鶏肉でじんましんなどのアレルギーがと	出たことがあります	か			はい	いいえ	
それはどのよ	こうなものですか()			
①インフルエン	についてお聞きします ザの予防接種の際に、具合が悪くなったことに ザ以外の予防接種の際に、具合が悪くなった。					はいはい	いいえ いいえ	
		月日:)	はい	いいえ	
	について聞きたいことがありますか	7, 4.			/	はい	いいえ	
	15日に接種する人のみ回答)							
昨年の10月1日	から12月31日までの間に接種できなかった、	、やむを得ない事情	青がありる	ましたか		いいえ	はい	
	以上の問診及び診察の結果、本日の予防技	妾種は(可	能	•	見合わせる)		
医師記入欄	本人に対して、予防接種の効果・目的、接続について、説明した。	重するワクチンの有	「益性及で	び副反応す	なびに予防技	妾種健康被 ²	害救済制度	
	医師署名又は記名押印				(ゴ.	ム印の場合は	は押印してく	ださい)
ワクチンの接種 この予診票は します。	説明を受け、予防接種の効果・目的、接種する を (希望します ・ 希望しませ 、予防接種の安全性の確保を目的としています	けん)。 け。このことを理解の	の上、本言	予診票が千	葉市に提出	出・保存され	ることに同意	
	<u>年 月 日 被接種者(また</u>						(続柄:	
(※自署で	ぎきない場合は 本人の接種意思を確認した 」	とで代筆者が署名	し、代筆	者氏名及	ゾカッコ内に	ニ被接種者と	:の続柄を記	載)
メーカー名		接種量		1				
Lot No.			医療機	関名				
有効期限	年 月 日	一 皮下接種 0.5ml	接種医	師名				
接種年月日	年 月 日							
(列り取り)			多院。		疼機関類	 堕)		
*****************************							D 45	
•								
	<u> </u>	4 メース	」一名 [ot No				
(列り取り)			子院士	全種 这部	F (木 1 也			
1 独拉稀老々							口件	
•	—————————————————————————————————————	∠ 生年	月日 <u>5</u> 医療機		1位1	十 月	日生	
	<u>年 月 日</u> .ot No	}						
u / 7 / 7 / 7 / 1	DUL INU.	<u>}</u> _	接種医	師名				

(あて先) 千葉市長

インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象確認申請書兼同意書

インフルエンザ予防接種の自己負担金免除対象であることを確認するため、千葉市が、私及び世帯員の、収入・課税状況並びに介護保険に係る所得段階を調査することに同意します。

	介護	保険被係	呆険者証番号					
	ふり	がな						
申請者	氏	名						
T ズ (注)本人が手書きしない場合は、記名打						11してくか	ごさい。	
及び			₹					
対象者	住	所	千葉市	区				
			電話番	号	_	_	_	
	生年	月日	明治・大正・	昭和	年	月	日	

世帯員(対象者以外で同一世帯の方)(注)各世帯員本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

ふりがな 氏 名	生年月日	本年1月1日現在の 住所地(市区町村名)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※世帯員が4名以上いる方は、裏面の余白に記載してください。

(申請される方へ)

- ・必要事項をご記入のうえ、千葉市医療政策課へ持参(又は郵送)してください。
- ・本事業の対象は、65歳以上の方及び60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に1級相当の障害がある方です。
- ・60歳から64歳の方で、身体障害者手帳(1級)をお持ちの方は、氏名及び障害名等が記載されている部分の写しを添付してください(内容確認後、お返しします)。
- ・免除対象と確認された方へは、後日「インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象確認書(様式第3号)」をお送りしますので、医療機関へ提出してください。
- ・「確認書」は、申請者本人の住所地にお送りします。申請者本人以外の方が「確認書」の受け 取りを希望する場合は、申請者本人からの委任状を添付してください。
- ・確認書の交付には10日程度(土日祝日・年末年始の休日を除く)かかります。

様

千葉市長

インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象確認書

以下の者について、インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象者であることを確認しました。

	ふりがな	
免 除	氏 名	
対象者	住 所	千葉市 区
	生年月日	年 月 日

本確認書の有効期間	 年	月	日 から
	F	н	日まで
	 牛	月	月まで

(申請者の方へ)

この確認書を、有効期間内に医療機関に提出し、予防接種を受けてください。

(医療機関の方へ)

予診票にこの確認書を添付して、千葉市医療政策課にご提出ください。

様

千葉市長

インフルエンザ予防接種自己負担金確認通知書

年 月 日付けで提出のあった「インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象 者確認申請書兼同意書」により、下記対象者及び対象者の世帯員の収入及び課税状況等を調査 しましたが、予防接種自己負担金免除対象者に該当しませんでしたので、通知します。

インフルエンザ予防接種を受ける際は、医療機関に、自己負担金1,800円を支払ってください。

記

(対象者)

インフルエンザ予防接種費用償還払い請求書兼委任状

(あて先) 千葉市長

申請者(予防接種を受けた方)	氏名:
	(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	住所:
	連絡先電話番号

インフルエンザ予防接種を受けましたので、費用について以下のとおり請求します。

請求金額 円

予防接種を受けた日	年 月 日					
予 防 接 種 を 受けた医療機関						
支払った金額【A】	円	9				
自己負担額【B】	自己負担金免除対象の方	0 円				
(どちらかに〇)	上記以外の方	1,800円				
請求金額【A-B】	円 (※1)					
受領の委任(※2)	委任しません(私(申請者)の口座への入金を希望します)					
(どちらかに〇)	下記口座名義人へ、請求金の受領を委任し	ます。				
	銀行	普通 • 当座				
入金希望口座	口座番号:					
	ふりがな: 口座名義:					

- ※1 請求額の上限は、自己負担金免除対象の方は5,005円(令和6年6月1日以降は5,093円)、それ 以外の方は3,205円(令和6年6月1日以降は3,293円)となります。
- ※2 請求金の入金希望口座の名義が申請者と同一の場合は上の「委任しません」に〇を、異なる場合は下の「委任します」に〇を記入してください。

【添付書類】

- ① 千葉市指定の予診票 ②領収書の原本
- ※ 本事業の対象は、65歳以上の方及び60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に1級相当の障害がある方です。

予防接種後副反応疑い報告書

予防接種法上の定期接種・任意接種の別				□ 定期	胡接種			任意接種		
患者	氏名又はイニシャル	(定期の場合は氏名、	任意の場合はイニシ	ヤルを記載)	性別	1 男 2	女	接種時年齢	歳	月
(被接種者)	住所		都 道 府 県		区 市町 村	生年月日	M T S	年	月	日生
	氏名	1 接種者	2 主治医	3 7	- の他()
報告者	医療機関名						貫			
	住所									
接種場所	医療機関名									
1女性物別	住所									
		ワクチンの種類 は、同時接種したも	のを記載)	ロット番号	製	造販売業者名	7		接種回数	
ワクチン	2							①第 ②第	期 (期 (回目)
	3							③第	期 (回目)
	4							④第	期 (回目)
	接種日	年	月 日	午前•午	後	時 分)	出生体重	(患者が乳幼児の	グラム 場合に記載)
持任の小刀	接種前の体	本温 度	分家	族歴						
接種の状況	予診票での 1 有 2 無	留意点(基礎疾患、ア >	アレルギー、最近1	カ月以内のワ	クチン接利	種や病気、服薬	中の薬	薬、過去の副	作用歴、発育	状况等)
	症状	定期接種の場合で	次頁の報告基準	に該当する	場合は、	ワクチンごとに	該当~	する症状に	○をしてくださ	さい。
	7E-1/\	報告基準にない	定状の場合又は作	壬意接種の	場合(狙	定状名:)
	発生日時		年	月	日	午前•午往	後		時	分
	本剤との 因果関係	1 関連あり	2 関連なし	3 評価	不能	他要因(他の 疾患等)の可	′ I	1 有一	•	
症状 の概要	相	既要(症状・徴候・路	塩床経過•診断	•検査等)		能性の有無		2 無 [
	○製造販売	三業者への情報提供								
症状 の程度	1 重v 2 重くだ	5 入院 6 上記1		年 月	E	日入院 /	医師么	名:	月	日退院
ال المثار	転帰日		 年	 月						
症状 の転帰			3 未回復 4) 5 死1		
報告者意見					.7/(.) 0 711	L 0 11.9	·1
報告回数	1 第1報	2 第2報	3 第3報以	以後						

	対象疾病	症状	発生までの 時間	左記の「その他の反応」を選択した場合の症状
	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風	1 アナフィラキシー 2 脳炎・脳症 3 けいれん 4 血小板減少性紫斑病 5 その他の反応	4時間 28日 7日 28日 一	左記の「その他の反応」を選択した場合 a 無呼吸 b 気管支けいれん
	麻しん風しん	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	4時間 28日 28日 21日 28日 -	c 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) d 多発性硬化症 e 脳炎・脳症 f 脊髄炎 g けいれん h ギラン・バレ症候群
報	日本脳炎	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	4時間 28日 28日 7日 28日 —	i 視神経炎 j 顔面神経麻痺 k 末梢神経障害 l 視覚異常 m 血小板減少性紫斑症 n 血管炎
報告基準 (該	結核(BCG)	1 アナフィラキシー 2 全身播種性BCG感染症 3 BCG骨炎(骨髄炎、骨膜炎) 4 皮膚結核様病変 5 化膿性リンパ節炎 6 その他の反応	4時間 1年 2年 3か月 4か月	o 肝機能障害 p ネフローゼ症候群 q 喘息発作 r 間質性肺炎 s 皮膚粘膜眼症候群 t ぶどう膜炎
当する	Hib感染症 小児の肺炎球菌感 染症	 アナフィラキシー けいれん 血小板減少性紫斑病 その他の反応 	4時間 7日 28日 一	u 関節炎 v 蜂巣炎 w 血管迷走神経反射 x a~w以外の場合は前頁の「症状名」に記載
者の番号に「	ヒトパピローマウイ ルス感染症	 アナフィラキシー 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) ギラン・バレ症候群 血小板減少性紫斑病 血管迷走神経反射(失神を伴うもの) 疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状 その他の反応 	4時間 28日 28日 28日 30分 —	
○ _ を	水痘	1 アナフィラキシー 2 血小板減少性紫斑病 3 その他の反応	4時間 28日 一	
記入)	インフルエンザ	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 ギラン・バレ症候群 6 血小板減少性紫斑病 7 血管炎 8 肝機能障害 9 ネフローゼ症候群 10 喘息発作 11 間質性肺炎 12 皮膚粘膜眼症候群 13 その他の反応 1 アナフィラキシー 2 ギラン・バン症候群	4時間 28日 28日 7日 28日 28日 28日 28日 28日 24時間 28日 	
	高齢者の肺炎球菌 感染症	3 血小板減少性紫斑病 4 注射部位壊死又は注射部位潰瘍 5 蜂巣炎(これに類する症状であって、上 腕から前腕に及ぶものを含む。) 6 その他の反応	28日 28日 7日 —	

<注意事項>

- 1. 報告にあたっては、記入要領を参考に、記入してください。
- 2. 必要に応じて、適宜、予診票等、接種時の状況の分かるものを添付してください。
- 3. 報告書中の「症状名」には、原則として医学的に認められている症状名を記載してください。
- 4. 報告時点で、記載された症状が未回復である場合には、「未回復」の欄に、記載された症状による障害等がある場合には「後遺症」の欄に記載してください。
- 5. 報告基準にある算用数字を付している症状については、「その他の反応」を除き、それぞれ定められている時間までに発症した場合は、因果関係の有無を問わず、国に報告することが 予防接種法等で義務付けられています。
- 6. 報告基準中の「その他の反応」については、①入院、②死亡又は永続的な機能不全に陥る又は陥るおそれがある場合であって、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、報告してください。なお、アルファベットで示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
- 7. 報告基準中の発生までの時間を超えて発生した場合であっても、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状については、「その他の反応」として報告してください。その際には、アルファベットで示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
- 8. 報告基準は、予防接種後に一定の期間内に現れた症状を報告するためのものであり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接に結びつくものではありません。
- 9. 記入欄が不足する場合には、別紙に記載し、報告書に添付してください。
- 10. 報告された情報については、原則として、患者(被接種者)氏名、生年月日を除き、厚生労働省、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、製造販売業者等と共有します。また、医薬品医療機器総合機構又は製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し、詳細調査を行う場合があります。調査へのご協力をお願いします。
- 「11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ¶2. 患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も予防接種を受けたことによるものと疑われる症状を知った場合には報告を行うものとされています。なお、報告いただく場合においては、把握が困難な事項については、記載いただかなくて結構です。
- 13. ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する注意事項は以下のとおりです。
 - ・広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者を診察した際には、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種又は任意接種を受けたかどうかを確認してください。
 - ・ヒトバビローマウイルス感染症の定期接種にあっては、接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、これらの症状と接種との関連性 を認めた場合、報告してください。
 - ・ヒトパピローマウイルス感染症の任意接種にあっては、接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、薬事法第77条の4の2第2項の規定に基づき、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、速やかに報告してください。